

議案第 92 号

所沢市消防団条例の一部を改正する条例制定について

所沢市消防団条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、消防団員の欠格条項について所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



## 所沢市消防団条例の一部を改正する条例

所沢市消防団条例（昭和51年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第9条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。